

第 27 回（2026 年度）島根県障がい者スポーツ大会
「水泳」競技会 開催要項

1. 目 的
この大会は、障がいのある人が、競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいへの理解を一層深め、障がい者の社会参加促進に寄与することを目的とする。
2. 主 催
島根県 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
3. 共 催（予定）
松江市
4. 主 管（予定）
一般財団法人島根県水泳連盟
5. 後 援（予定）※順不同
公益財団法人島根県スポーツ協会 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県身体障害者団体連合会 島根県手をつなぐ育成会 島根県知的障害者福祉協会 一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会 島根県精神保健福祉士会 一般社団法人日本精神科看護協会島根県支部 島根県特別支援学校長会 松江市教育委員会 公益財団法人松江スポーツ協会 社会福祉法人松江市社会福祉協議会 松江市身障者福祉協会 NPO法人松江市手をつなぐ育成会 松江市障害者スポーツ協会
6. 協 力（予定）※順不同
島根県パラスポーツ指導者協議会 島根県聴覚障害者情報センター ボランティアの皆様
7. 期 日
2026 年 5 月 17 日（日）
受 付 9：00～9：20 開会式 9：25～ 競技開始 10：15～
8. 申し込み期限
2026 年 4 月 28 日（火）
9. 会 場
県立水泳プール（松江市上乃木 10-4-2 TEL：0852-26-4583）
10. その他
 - ・上記に定める項目の他は「島根県障がい者スポーツ大会全競技共通開催要項」を適用する。
 - ・競技の実施にあたっては、「第 27 回（2026 年度）島根県障がい者スポーツ大会『水泳』競技会 実施要項」を適用する。
 - ・第 25 回全国障害者スポーツ大会（青の煌めきあおもり障スポ）に参加を希望する者は、「第 25 回全国障害者スポーツ大会（青の煌めきあおもり障スポ）個人競技選手募集要項」を参照の上、必要な手続きを行うこと。

本件に関する送付先・問い合わせ先

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 5 階
TEL：0852-20-7770 FAX：0852-32-5982 メール：info_office@spokyo.org

第 27 回（2026 年度）島根県障がい者スポーツ大会
「水泳」競技会 実施要項

1. 競技規則

開催年度の公益財団法人日本パラスポーツ協会制定「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び公益財団法人日本水泳連盟制定競泳競技規則、並びに本大会申し合わせ事項を適用する。

2. 参加区分

(1) 身体障がい者は、障がい区分別、男女別、年齢区分別とする。

(2) 知的障がい者は、男女別、年齢区分別とする。

(3) 精神障がい者は、男女別、年齢区分別とする。

※ 詳細は「水泳競技種目・障がい区分表」を参照すること。なお、定める区分に該当しない競技に参加を希望する場合、オープン参加（記録は公式記録とならず、順位をつけない）を認める。

3. 服 装

水着を着用することとし、FINA の公認した水着を推奨する。

4. 練 習

- ・受付を済ませた後から 9：15 まで
- ・開会式終了後から 20 分間

5. 招集等

(1) 招 集

- ① 招集は競技会場内で行うので競技役員の指示に従うこと。
- ② 招集開始時間は競技開始の 20 分前、招集完了時間は競技開始 10 分前とする。
- ③ 招集に遅れた者は、棄権したものとみなす。

(2) 誘 導

競技場内での誘導は、競技役員が行う。

(3) 選手紹介

競技前の選手紹介の際は、いすから立つものとする。ただし、車いす使用者については、片手をあげるものとする。

6. 競技方法

(1) 全ての競技種目は、各組ごとの決勝とする。

(2) 競技順序は、プログラム記載の順序とする。

(3) 出発合図はイングリッシュコールで行う。

(4) 出発について

- ① 自由形、平泳ぎ、バタフライ、4×25mフリーリレー、4×50mフリーリレーのスタートは、台上、台の横から立位または座位による飛び込み、または水中スタートを選択できる。
- ② 自由形、平泳ぎ、バタフライの水中スタートは、少なくとも片手でスターティンググリップを含むプールの壁をつかんだ状態からスタートしなければならない。身体的理由により壁をつかめない場合は、水面上の身体の一部がプールの壁についていればよい。また、審判長の判断により安全な用具の使用も認められる。
- ③ 背泳ぎのスタートにおいて身体的理由により両方の手でスターティンググリップをつ

かめない者は、少なくとも片手でスターティンググリップを含むプールの壁をつかみ、壁側を向いた状態からスタートしなければならない。壁をつかめない場合は、水面上の身体の一部がプールの壁についていればよい。また、審判長の判断により口にくわえるリームなど安全な用具の使用も認められる。

- ④ 身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない場合には、スタートの合図がなされるまで足をプールの壁につけて保持してもらってもよい。ただし、スタートの際に競技者を支えている者は競技者に勢いを与えてはならない。与えたのみなされた場合は失格となる。
- ⑤ 台上または台の横からのスタートの際、必要であれば競技役員または許可された者が、身体を支えるだけのために補助してもよい。この場合、競技者を支えている者はスタートの勢いを与えてはならない。
- ⑥ 聴覚障がい者のスタートでは、出発合図員は全競技者から見やすい位置で、言葉とジェスチャーを併用して合図する。
- ⑦ 視覚と聴覚の障がい重複している競技者が出場する場合は、審判長の長いホイッスル、出発合図員の号令、スタートの合図を競技者に伝えるため、介助者が競技者の身体に触れることが認められる。ただし、スタートの合図を競技者に伝える際に、介助者は競技者に勢いを与えてはならない。与えたのみなされた場合は失格となる。

(5) 競技について

- ① 義肢、装具、足ひれや手につけるパドルなどの使用は認めない。
- ② 障がい区分 23 の者および同等の障がい重複する者のゴールとターンでは、競技役員または許可された者が安全な棒などを使って身体をたたいて合図（タッピング）しなければならない。障がい区分 24 の者には行うことができる。
- ③ 自由形競技に限り、プールの底に立つことは失格とならないが歩くことは許されない。競技中にロープを引っ張ってはならない。
- ④ 競技中は、いかなる速力・浮力または耐久力を助けるような仕掛けもしくは水着を使用したり、着用してはならない。ただし、障がい区分 22 の者は、浮力を補助する安全な道具の使用は認める。
- ⑤ 救護を要する競技者について、とくに申し出があり審判長が認めた場合のみ、競技役員は競技者に有利となる動作をしない限り、同じレーンに入水してもよい。
- ⑥ 障がいにより、規則を適用できない場合もあり、規則を緩和せざるをえないことがある。しかし競技者は、この規則を十分理解し、規則に沿う努力が必要である。

(6) 自由形

競技中は、泳者の体の一部が水面上に出ていなければならない。折り返しの間、スタート後・折り返し後の壁から 15m の距離では、体が完全に水没してもよいが、壁から 15m 地点までに頭は水面上に出なければならない。ただし、重度身体障がい者の場合、1 ストロークサイクルに 1 回、泳者の体の一部が水面上に出ることとする。

(7) 背泳ぎ

- ① 出発合図がなされる前、競技者はスタート台に向き、両手でスターティンググリップを持っていなければならない。排水溝に足を掛けたり、排水溝の縁に足の指をかけたりしてはならない（プールの縁、タッチ板の上端についても同様とする）。両足とも少なくとも一本の指はタッチ板に接していなければならない。ただし、身体的理由により両手でスターティンググリップを持つことができない場合および、つま先を接することができない場合はこの限りではない。
- ② 競技中は、泳者の体の一部が常に水面上に出なければならない。ゴール直前、頭の一部が 5m のマークを過ぎれば、ゴールタッチ時に体が完全に水没してもよい。折り

返しの間、スタート後、折り返し後の壁から 15m以内の距離では体が完全に水没していてもよいが、壁から 15m地点までに、頭は水面上に出ているなければならない。ただし、重度身体障がい者の場合、1 ストロークサイクルに 1 回、泳者の体の一部が水面上に出ることとする。

(8) 平泳ぎ

スタート後と折り返し後の最初の一かきの始まりから、体はうつぶせでなければならない。折り返し動作中は、壁に手がついた後、うつぶせ状態でなくてもよいが、足が壁から離れた時には、うつぶせ状態でなければならない。競技開始から、競技を通して泳ぎのサイクルは、1 回の腕のかきと 1 回の脚の蹴りをこの順序で行う組み合わせでなければならない。両腕の動作は、同時に行わなければならない、交互に動かしてはならない。ただし、下肢障がいで一蹴りの動作ができない者は一かきが、上肢障がいで一かきの動作ができない者は一蹴りが、一連の動作とみなされる。

(9) フリーリレー

- ① フリーリレーは男女混成で編成する。
- ② 途中計時は行わない。

7. その他

- (1) プールサイドでの事故に十分注意する。
- (2) プール内は土足厳禁とする。
- (3) 選手は必ずシャワーに入ることとする。

水泳競技種目 障がい区分表

身体障がい

◎男女別、2年齢区分別

○1部 ●2部

知的障がい

◎男女別、3年齢区分別

精神障がい

◎男女別、2年齢区分別

△男女混合（年齢区分なし）

障がい区分	区分番号	個人競技								団体競技				
		自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		フリーリレー 4×25m	フリーリレー 4×50m			
		25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m					
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○	△	△
			2	片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			3	片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			4	両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			5	両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	2	下肢	6	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			7	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			8	両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	3	上下肢	9	両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎			
			10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎			
	4	体幹	11	多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎			
			12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
13			第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎						
14			第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
5	脳原性麻痺以外の車いす使用	15	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
		16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
		17	四肢麻痺（車いす常用）または、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎						
		18	両下肢麻痺または、上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
		19	片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎				
6	（脳性麻痺、脳原性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	20	その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
		21	その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
7	浮具使用	22	浮具使用	◎	◎	◎		◎						
		23	視力0から0.01まで	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
8	視覚障がい	24	その他の視覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
		25	聴覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
9	知的障がい	26	知的障がい	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	
10	精神障がい	27	精神障がい	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	

※ [] は全国障害者スポーツ大会種目には含まれない。

※フリーリレーは男女混合とする。

※区分22は団体競技に出場できない。

※表中の「障がい区分」欄については、54ページ～の「障がい区分の解説」を参照すること。